

令和7年11月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠間市長 山口 伸樹

市町村名 (市町村コード)	笠間市 (08216)	
地域名 (地域内農業集落名)	旧大池田村地区 (大橋、池野辺、福田、飯田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月7日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・土地改良事業が行われていない農地が非常に多く、水利の確保も困難なため耕作者が減少している。
- ・耕作者の高齢化が進んでおり後継者もいないため、若い担い手の育成及び確保が必要。
- ・イノシシの被害が多いため対策が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・以前に土地改良事業を行った農地では、区画の拡大、施設の更新等の再整備を検討する。
- ・水利の確保が難しく、水稻に不向きな農地については、生産性の向上を図るために畑地化等を検討する。
- ・イノシシの被害が多いため対策が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	339 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	339 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に集積・集約化を進める。また、地域で集落営農組合や農業法人を設立し、その団体への集積・集約を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るために、補助金制度等を活用し、再整備の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、土地改良区等との相互の連携を強化し、主に新規就農者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手の農作業の効率化を図るために、特に水稲作業については農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう、電気柵等の設置や地域で有害鳥獣捕獲等の対策を推進する。